



島根県報

平成31年4月26日（金）

号外第63号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【教委規則】

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	（教育庁総務課）	2
元号を改める政令の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則	（ 〃 ）	2

教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 4 月26日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

島根県教育委員会規則第11号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2の部1の項中「短期大学の卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了」を加え、同部2の項中「短期大学の卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

元号を改める政令の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成31年 4 月26日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

島根県教育委員会規則第12号

元号を改める政令の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則

（島根県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第1条 島根県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則（平成31年島根県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

（市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部改正）

第2条 市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成27年島根県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第5条及び第6条第2項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

（市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第3条 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成29年島根県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。